

「鎌ヶ谷市市営住宅設置及び管理条例」の一部を改正する素案

1. 入居者の資格の追加

入居者の資格として「入居しようとする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でない」旨追加します。

※暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定されている暴力団員をいいます。

2. 市営住宅の明渡請求をできる場合の規定の追加

入居者の明渡請求事由として、「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した」場合を追加します。

なお、同居しようとする者又は使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は、2及び3の規定に準じて認めないこととします。

3. 管轄警察署長からの意見の聴取

管轄警察署長からの暴力団員に関する意見の聴取について規定します。